



# 長野県報

3月8日(木)  
平成19年  
(2007年)  
第1844号

## 目次

### 告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(長寿福祉課) .....	2
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課) .....	2
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林整備課) .....	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可(2件)(都市計画課) .....	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課) .....	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) .....	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課) .....	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) .....	5
政治資金規正法に基づく政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(2件)(選挙管理委員会) .....	6

### 公告

一般競争入札(情報政策課) .....	6
一般競争入札(2件)(管財課) .....	7
一般競争入札(総務事務課) .....	9
争議行為の公表(2件)(労働福祉課) .....	10
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) .....	10
一般競争入札(農地整備課) .....	10
一般競争入札(3件)(土木政策課) .....	11
一般競争入札(道路課) .....	13
一般競争入札(4件)(管財課) .....	14
土地改良区役員の氏名の変更の届出(農地整備課) .....	17
県営土地改良事業の換地計画において換地を定めない土地の指定(農地整備課) .....	18
一般競争入札(県立病院課) .....	19
一般競争入札(2件)(土木政策課) .....	19
一般競争入札(8件)(河川課) .....	21
一般競争入札(砂防課) .....	27
一般競争入札(高校教育課) .....	28
一般競争入札(2件)(環境政策課) .....	29
一般競争入札(8件)(ものづくり振興課) .....	31
一般競争入札(2件)(事業課) .....	38
一般競争入札(2件)(高校教育課) .....	39



長野県告示第92号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成19年3月8日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
神科訪問介護ステーションふれあい	長野県上田市住吉322	平成19年3月1日

(2) 訪問入浴介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
訪問入浴介護事業所「ぬくもり」	長野県安曇野市穂高北穂高506番地	平成19年3月1日

(3) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
宅幼老所ひなたぼっこ	長野県諏訪郡富士見町富士見11650-1	平成19年3月1日
にこにこハウスさくらんぼ	長野県北安曇郡白馬村神城二ツ屋27721-415	” ”

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
神科訪問介護ステーションふれあい	長野県上田市住吉322	平成19年3月1日

(2) 介護予防訪問入浴介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
訪問入浴介護事業所「ぬくもり」	長野県安曇野市穂高北穂高506番地	平成19年3月1日

(3) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
宅幼老所ひなたぼっこ	長野県諏訪郡富士見町富士見11650-1	平成19年3月1日
にこにこハウスさくらんぼ	長野県北安曇郡白馬村神城二ツ屋27721-415	” ”

3 介護老人福祉施設

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特別養護老人ホーム ヴァルデス・ルー	長野県松本市島立282	平成19年3月1日

長寿福祉課

長野県告示第93号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成19年3月8日

長野県知事 村井 仁

名 称	所 在 地	認定の有効期限
国立病院機構中信松本病院	松本市大字寿豊丘811	平成22年3月7日

医療政策課

長野県告示第94号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年3月8日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
松本市安曇4229の5（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(7) 主伐は、択伐による。  
(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

大町市社字神明宮境内1159の1、字神明山1196、美麻字崩27056から27059まで、27276、字中麻27140、字塩田27141、字立畑27142の1、27144、字向イ山28671、28672、28683の1、28683の2、字小日向28673の1から28673の4まで、28677から28681まで、28682の1、28682のロ、字向山28673のロ、28684のイ、28686、字向28674、28675、字沢口28684のロ、28685、字八幡越28688のロ、字小林28697のイ、28699、字浅間裏28814の2、茅野市ちの字矢穴4423のロ、字細入5861の1から5861の5まで、字中屋穴5995の1、5995の2、5995の4、字牛首6011の1、6011の2、諏訪郡富士見町落合字下切掛3451の2、3451の3、3600の2、字川比良4672から4674まで、4698の1、4698の3、4699から4701まで、4702の1、4703、4718の1、4719の1、4719の2、4720、字片瀬4729、4797、4798、北安曇郡松川村3676、字二本松3675の1、3675の3

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字神明宮境内1159の1、字神明山1196、字崩27056から27059まで、27276、字中麻27140、字塩田27141、字立畑27142の1、27144、字向イ山28671、28672、28683の1、28683の2、字小日向28673の1から28673の4まで、28677から28681まで、28682の1、28682のロ、字向山28673のロ、28684のイ、28686、字向28674、28675、字沢口28684のロ、28685、字八幡越28688のロ、字小林28697のイ、28699、字浅間裏28814の2、字下切掛3451の2、3451の3、3600の2、字川比良4672から4674まで、4698の1、4698の3、4699から4701まで、4702の1、4703、4718の1、4719の1、4719の2、4720、字片瀬4729、4797、4798、松川村3676、字二本松3675の1、3675の3

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第95号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年 3月 8日

長野県知事 村 井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

伊那市伊那8325、8355の1、8355の2、8356、8357、上伊那郡飯島町飯島912の1、912の3、912の4、913の1から913の4まで、913の6、913の8、913の10、913の12、913の20、917の1、917の3、917の7、918、956の1、田切2478の1、2478の3、2478の4、2478の7、2479の1、2479の6、2479の8、2479の10、2480、本郷1536の1、1572の6、1572の7、1572のハの1、1573、1623、1634の1、1635の1、1637から1639まで、2080の2、2152の3、2153・2158・2159の1・2160の1・2161の2・2164の1・2164の4（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、2406の241、日曾利120のニ、120のホ、120の9、120の10、120の13から120の16まで、500の5、531のイの4、531のイの5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊那8325、8355の1、8355の2、8356、8357、飯島912の1、912の3、912の4、913の1から913の4まで、913の6、913の8、913の10、913の12、913の20、917の1、917の3、917の7、918、956の1、田切2478の1、2478の3、2478の4、2478の7、2479の1、2479の6、2479の8、2479の10、2480、本郷1572の6、1572の7、1572のハの1、1573、2153、2406の241、日曾利120の9・120の14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、120の13、120の16

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課並びに伊那市役所及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第96号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年 3月 8日

長野県知事 村 井 仁

1(1) 保安林予定森林の所在場所

大町市常盤字嶽ノ峯8139の1、字唐子8145の1、東筑摩郡朝

日村大字古見字中俣沢6のホ、6のヘ、6のト、6のチ

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字宗賀字本山5392の2、字床尾2201、2202、2212の1、2212の3、2212の5、安曇野市明科光691の3(次の図に示す部分に限る。)、698、東筑摩郡麻績村日字カラ沢7215のイ、山形村字本澤横吹澤7598の1(次の図に示す部分に限る。)、北安曇郡松川村字姥懐下4237のヌ、字姥懐4238のへの2、字馬羅尾平4245(次の図に示す部分に限る。)、白馬村大字北城字横田23015の1、23016の1、23016の2、23017、23019、字高地23018

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字床尾2201、2202、2212の1、2212の3、2212の5、字カラ沢7215のイ(次の図に示す部分に限る。)、字姥懐下4237のヌ、字姥懐4238のへの2、字馬羅尾平4245、字横田23015の1、23016の1、23016の2、23017、23019、字高地23018

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(1) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課並びに関係市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第97号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成19年3月8日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里字奥狐ヶ原1803の18、字蟻ヶ嶺1805の2、字山ノ神1807の2、字日照田12734の1、12734の2、字堂平12782、字

寺沢12927のロ、字滝ノ入13029の2、13233の1、13233の2、13233のロ、字松島13055の1、字塩本13156のハ、13159のハ、13217のハ、13234のイ、13234のロ、字矢平沢13222の2、13222のイ、13223、字城ノ腰13224、字大手峯13225、字宇平田13226の1から13226の14まで、13226のイ、13227、13228の1から13228の3まで、字蟻ヶ峯13229、字路之京13230の1、13230の2、13230のイの1、13230のイの2、13230のハ、13230のニ、字長畑13231のイ、13231のロ、字大萱場13232、字保登場沢13235、字保登場沢山ノ神13236、字小平13239、字袖鍋屋敷13240の1、13240のイ、字木曾殿城13241、字大なで山神13242の2、13242のイ、字本鍋屋敷13243の2、13243のイ、字平竹13244の1、13244のイ、字桜小場13245の2、13245のイ、字下小場13246、字湯殿13247、字地蔵船13248、字大平新田13249、字あわら池13250、字松原小場13252、鬼無里日影字下之瀬344の3、字虫倉山350の1、350のハ、351の1、351のイ、351のロ、351のハ、字平644のイの1、字中島1071のハ、1072、字直路1385のロ、1608の1、1630、鬼無里日下野字大虫倉8822

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林整備課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第98号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月8日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

松本市

2 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画通路事業 1 松本駅東西自由通路

3 事業施行期間

平成15年1月9日から

平成20年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成15年長野県告示第6号の事業地のうち深志1丁目及び巾上地内において事業地を変更する

(2) 使用の部分

平成15年長野県告示第6号の事業地のうち深志1丁目地内において事業地を変更する。

都市計画課

長野県告示第99号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月8日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
須坂市
2 都市計画事業の種類及び名称
須坂都市計画道路事業 3・4・8号 臥竜線
3 事業施行期間
平成14年1月24日から
平成22年3月31日まで
4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

都市計画課

長野県告示第100号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月8日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
カンバ山、地藏久保、大入、小林沢、西の入、樋ノ入、呑水沢、裏ノ沢、八蛇川、滝の沢1、滝の沢2、霊仙寺山、上ノ平、ソブ川及び小玉沢
2 指定の区域
長野市及び上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第101号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月8日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
大入、小林沢、西の入、樋ノ入、裏ノ沢、滝の沢1、滝の沢2、霊仙寺山、上ノ平及びソブ川

砂防課

2 指定の区域

長野市及び上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第102号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月8日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
西黒川(1)、西黒川(2)、小玉北(1)、小玉北(2)、西黒川、小玉、東黒川、吹上、牟礼、栄町ア、栄町イ、栄町ウ、福井、福井団地(3)、福井団地(2)、福井団地(1)、番匠ア、番匠イ、番匠ウ、番匠エ及び高坂下

2 指定の区域

上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第103号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月8日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
西黒川(1)、西黒川(2)、小玉北(1)、西黒川、小玉、東黒川、吹上、牟礼、栄町ア、栄町イ、栄町ウ、福井、番匠ア、番匠イ、番匠ウ、番匠エ及び高坂下

2 指定の区域

上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

## 選告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成17年分の政治団体の収支に関する報告書について、緑政会から次のとおり訂正の報告がありました。

平成19年3月8日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別冊の緑政会中

「 収入総額	24,632,120円	を
前年繰越額	7,328,438円	
「 収入総額	20,432,120円	に、
前年繰越額	3,128,438円	
「 繰越額	9,438,163円	を
「 繰越額	5,238,163円	に改

める。

選挙管理委員会

## 選告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成16年分及び平成17年分の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党長野県参議院選挙区第一支部から次のとおり訂正の報告がありました。

平成19年3月8日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

平成16年分の別冊の自由民主党長野県参議院選挙区第一支部中

「 収入総額	103,879,484円	を
「 収入総額	107,667,043円	に、
「 本年收入額	101,238,250円	を
「 本年收入額	105,025,809円	に、
「 繰越額	6,468,218円	を
「 繰越額	10,255,777円	に、
「 小計	36,000,000円	を
「 合計	101,238,250円	
「 小計	36,000,000円	
その他の収入		
平成16年度選挙関係費戻入	3,787,559円	に改
小計	3,787,559円	
合計	105,025,809円	

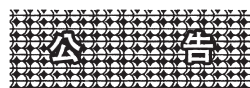
める。

平成17年分の別冊の自由民主党長野県参議院選挙区第一支部中

「 収入総額	43,398,804円	を
前年繰越額	6,468,218円	
「 収入総額	47,186,363円	に、
前年繰越額	10,255,777円	
「 繰越額	9,495,717円	を
「 繰越額	13,283,276円	に改

める。

選挙管理委員会



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月8日

長野県知事 村井 仁

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務

## (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類及び規模を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

## 4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成19年3月15日（木） 午前10時から

(2) 場所 長野県庁 西庁舎4階402号会議室

## 5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成19年3月23日（金） 午後5時（必着）